

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月1日

鳥取県公安委員会委員長 足立 統一 郎

**鳥取県公安委員会規則第8号**

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
<p>（生活環境課の所掌事務）</p> <p>第6条の8 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の施行に関する事務で鳥取県警察の所掌に属するものに関すること。</u></p> <p><u>（5） 略</u></p> <p><u>（6） 略</u></p> <p><u>（7） 略</u></p> <p><u>（8） 略</u></p> <p><u>（9） 略</u></p> <p><u>（10） 略</u></p> <p><u>（11） 略</u></p> <p><u>（12） 略</u></p>	<p>（生活環境課の所掌事務）</p> <p>第6条の8 生活環境課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 略</u></p> <p><u>（5） 略</u></p> <p><u>（6） 略</u></p> <p><u>（7） 略</u></p> <p><u>（8） 略</u></p> <p><u>（9） 略</u></p> <p><u>（10） 略</u></p> <p><u>（11） 略</u></p>

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。